

平成29年度 初任者研修資料

教育実践の手引

— 高等学校用 —



岐阜県教育委員会 教育研修課

新規採用教員の皆さんへ

急速な技術革新や社会構造の変化など社会の一大変革期にある現代において、学校教育には、来たるべき新しい社会に必要とされる人間像を念頭に置き、生徒たちにどのような力が必要なのか、そのためにはどのような学びが最適なのかを常に考え、改善し続けることが求められています。

本県では、高い志とグローバルな視点をもって自分の夢に挑戦し、地域社会の一員として持続可能な地域社会づくりに貢献する「地域社会人」を目指すべき人間像として掲げ、その実現のために、子供たちに、生きるための3つの力（自立力・共生力・自己実現力）をバランスよく育むことを目指しています。

新規採用教員である皆さんもこうした理念を深く理解した上で、生徒一人一人に対する深い愛情をもち、教育活動に全力で打ち込み、生徒の個性や学力の伸長を支援してほしいと思います。そのためには、自己研鑽に励み、教員としての実践的指導力を高め、生徒、保護者、地域の人々、そして同僚から信頼される豊かな人間性を身に付けなければなりません。これは初任者に限らず、全ての教員に求められることですが、とりわけ新規採用からの3年間は、これからの教師生活の土台を築きあげる最も大切な時期です。

これから始まる初任者研修は、教育公務員特例法に位置付けられ、「実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付ける」ことを目的として実施される重要かつ意義深い研修です。1年間を通じて、真摯かつ謙虚な姿勢、主体的かつ創造的な態度で研修に取り組み、また、同期採用の仲間同士で情報を共有したり、意見を交わしたりすることによって、互いに刺激し合い、切磋琢磨することが大切です。

皆さんが、「幅広い教養と高い専門性をもち、常に学び続ける教師」、「誰一人悲しい思いをさせない、愛情と使命感あふれる教師」、「指導方法を工夫し、児童生徒に確かな学力をつける教師」を目指し、研修に努めてくれることを期待しています。

平成29年3月

岐阜県教育委員会
教育研修課長

岐阜県が目指す教育

岐阜県では、平成26年3月に県の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的施策を明らかにした「第2次 岐阜県教育ビジョン」を策定しました。この教育ビジョンは、教育を取り巻く新たな課題や変動する社会経済情勢に対応し、岐阜県の教育を推進していくための新たな指針であり、平成26年度から平成30年度にかけての5年間の計画が示されたものです。本県教育の基本理念を踏まえ、重点目標を達成していくための教育の推進が求められています。

第2次岐阜県教育ビジョン ～「清流の国」の明日をひらく人づくり～

基本理念

「ぎふの人間像」の実現

高い志とグローバルな視野をもって夢に挑戦し、
家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築き、
地域社会の一員として考え行動できる「地域社会人」

この理念に基づいて、岐阜県の子どもたちには、「清流スピリット（ふるさと岐阜への誇りと愛着をもち続けながら、清く、優しく、たくましく生きていこうとする心）」を育ていくとともに、3つの力（自立力・共生力・自己実現力）をバランスよく身に付けさせていきます。

【3つの力】

- 自己肯定感に裏付けされた自信に基づき、生涯を通して自ら学び、自ら考え行動し、社会の変化に主体的に対応しながら、たくましく生き抜いていく力（自立力）
- 他者との共感や思いやりの心に基づき、「人と人、人と社会、人と自然」との関わりやつながりを大切に、協調性をもって豊かな人間関係を広げ深めていく力（共生力）
- 想像力と創造力を発揮しながら、高い志をもって夢に挑戦し続け、グローバルな視野で様々な課題を考えつつ、身近な地域や社会の発展のために貢献できる力（自己実現力）

【地域社会人とは】

岐阜県で生まれ育った子どもたちが、将来この「ふるさと岐阜」の地に根を下ろし、「3つの力」をバランスよく身に付けながら、

- ①社会を生き抜くための確かな学力と自己肯定感に裏付けされた豊かな人間性を備え、
- ②高い志とグローバルな視野をもって未来を切りひらく新しい価値を創造し、
- ③個人や社会の多様性を尊重しつつ、持続可能な地域社会づくりに貢献するとともに、
- ④「清流スピリット」を次の世代へとつなげていくことができる

人材を、「地域社会人」と位置付けています。

また、少子高齢化や過疎化が進む中、それぞれの地域における人々の暮らしや自然、文化や産業など、地域社会が今後も持続的に発展していけるかという観点から、問題意識をもって学び、行動できる人材の育成を図ります。

基本目標《基本理念の実現に向けた5つの方向性》

- 【基本目標1】確かな学力の育成と多様なニーズに対応した教育の推進
- 【基本目標2】豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
- 【基本目標3】魅力ある教職員の育成と安全・安心な教育環境づくりの推進
- 【基本目標4】学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりの推進
- 【基本目標5】生涯にわたる学習・文化・スポーツの推進

<岐阜県教育委員会ホームページ> 「第2次岐阜県教育ビジョン」

http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/kakushu-iinkai/kyoiku-iinkai/17765/seisaku/index_6097.html

目 次

1 初 任 者 研 修	1
2 教 員 の 職 責 及 び 教 育 の 目 的 と 目 標	2
3 社 会 人 と し て の 心 構 え	3
4 学 習 指 導 要 領	6
5 学 習 指 導	7
6 総 合 的 な 学 習 の 時 間	14
7 特 別 活 動	15
8 生 徒 指 導	17
9 進 路 指 導	19
10 産 業 教 育	21
11 人 権 教 育	22
12 主 権 者 教 育	23
13 特 別 支 援 教 育	24
14 定 時 制 ・ 通 信 制 教 育	25
資 料 1 初 任 者 研 修 制 度 の 法 的 根 拠	26
資 料 2 教 員 の 身 分 と 服 務	27

1 初任者研修

(1) 研修の意義

「研修」は、「研究」と「修養」を内容とする。

教育公務員特例法

- 第 21 条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。
- 2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

教育は、未来に生きる人間を対象として営まれるものであり、その成果は教育に携わる指導者によって大きく左右されるものである。したがって、教員は常に公教育の推進者としての使命を自覚し、自らの識見を高め、指導力の向上を目指して努力しなければならない。

「研究」は専門教科・科目の学問的な研究のほか、教材研究、学習指導法の研究、生徒指導上の諸研究（生徒理解、カウンセリング等の研究）、校務分掌上の諸研究、特別活動に関する研究、その他の研究（部活動、学校図書館活動等）など多岐にわたる。

教員の場合、新任当初から経験豊富な教員と同様に授業を担当することになる。その新任教員にとって、まず第一に必要なことは、教材の研究・学習指導法の研究によって、授業を適切に実施する力を身に付けることである。

「修養」は、学問を修めると同時に、人間として、教員としての人格向上や成長に努める努力を、生涯にわたって続けることである。

(2) 初任者研修のねらい

教育公務員特例法第 23 条の規定に基づき、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付ける。

(3) 校外研修

初任者は、校外において年間 20 日間の研修を受ける。詳細は『初任者研修の手引』を参照すること。

(4) 校内研修

初任者は、校内における具体的実践に基づいて、教科指導や特別活動等の研修を受ける。校長は、指導教員や教科指導員の参画を得て、週 6 時間程度、年間 180 時間以上の年間指導計画を作成する。このうち、120 時間程度を「示範授業」「研究授業」「授業参観」「授業研究」の授業研修に充てる。また、60 時間程度を一般研修に充てる。詳細は『初任者研修の手引』を参照すること。

2 教員の職責及び教育の目的と目標

(1) 教員の職責

公立学校の教員は、公務員として全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではなく、公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。また、教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に務めなければなりません（憲法第 15 条，教育基本法第 9 条，地方公務員法第 30 条）。

服務に当たっては、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法 32 条），信用失墜行為の禁止（同 33 条），職務上知り得た秘密を守る義務（同 34 条）などを遵守して，服務の厳正を期すことが大切です。

(2) 教育の目的と目標

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を期すことを目的として行われま

す（教育基本法第 1 条）。

また、その目的を実現するため、「1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」を目標として行われます（同 2 条）。

さらに、高等学校は、「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこと」を目的としています（学校教育法第 50 条）。

そのために、「1 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。2 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。3 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。」を目標として行われます（同 51 条）。

3 社会人としての心構え

組織は「人」と「仕事」と「階層」で成り立っています。しかも成員は共通の組織目標に向かって、それぞれの役割に従い、個人の能力を最大に発揮できるものでなければなりません。

(1) 大切な協調性

- ア 組織の一員としての自覚をもち、組織全体における自分の役割を考えて行動することが大切です。
- イ 組織では職務や年齢を異にした人々が、いろいろな役割をもって働いているので、それぞれの立場の人々の役割を理解することが大切です。
- ウ 職場の和を乱すような勝手な言動や態度を慎まなければなりません。
- エ 公私混同をしないように心がけることが大切です。
- オ 職場の雰囲気慣れ、職場の話題にとけ込むよう心がけることが大切です。

(2) 積極的な姿勢

- ア 初めは分からないのが当たり前です。何でも上司や先輩に積極的に聞くことが大切です。
- イ 積極的に人間関係をよくするように努め、先輩からの指導や意見に耳を傾け、自分の非は素直に認めるようにしましょう。
- ウ 批判するより、まずは自ら行動することを心がけましょう。
- エ 仕事は、全て自分を成長させる生きた教材であると考え、率先して遂行しましょう。
- オ 何でも話せる、聞いてもらえる友人や先輩をつくることは、大切なことです。
- カ 職場で行われる懇親のための行事やレクリエーションなどには、進んで参加しましょう。

(3) 職場での態度

職場は「勤務」だけをすするところではありません。「教養」や「品格」を磨く人格形成の場でもあります。自分本位の振る舞いは避け、他人に迷惑をかけたたり、不快感を与えたりしないことが大切です。「親しき仲にも礼儀あり」、上司や先輩には節度を、同僚には誠意をもって接するように心がけましょう。態度や服装、言葉遣いなどは人に与える印象を大きく左右するので、常に注意することが必要です。

- ア 明るく朗らかな態度を心がけましょう。お互いに相手を信頼し合い、よい人間関係をつくるように努力しましょう。
- イ 相手の立場や気持ちを考えて人に接しましょう。
- ウ 服装・頭髪・身だしなみは、いつも清潔にするように心がけましょう。
- エ 身のまわりの整理整頓に気を配りましょう。常に健康ではつらつと、身の周りを明るく清潔に、働きやすく整理整頓していると、周囲や来客から好感をもたれ、仕事が円滑に進められます。

(4) 話し方（誰に対しても気持ちのよい挨拶ができる人間に）

言葉は、自分の考えを他人に伝えるコミュニケーションの手段です。こちらの考えていることを、正確に相手に分かってもらわなければなりません。「ものも言いようで角が立つ」と言いますが、ちょっとした言い方で随分感じが違ってきます。したがって、話し方の基本を十分に身に付けておくことは、社会人としての大切な要素です。

ア まず挨拶から

- ①誰に対しても、どこでも、積極的に自分から挨拶をしましょう。
- ②朝、出勤したら、相手より先に「おはようございます」、帰りには「お先に失礼します」の挨拶を心がけましょう。
- ③呼ばれたら、「はい」と気持ちのいい返事を心がけましょう。
- ④依頼する際は「お願いします」とはっきりと、そして、事後に「ありがとうございました」と感謝の言葉を大切にしましょう。
- ⑤出張から帰ったときは、職場の方にお礼の言葉を伝え、復命を行いましょう。

イ 相手に分かるように話す（相手の立場になって）

- ①俗語や方言をできるだけ避け、時と場に応じた適切な言葉遣いに心がけましょう。
- ②大切な要点は、あらかじめメモで整理しておいてから話すようにしましょう。
- ③相手の話の腰を折らないようにしましょう。
- ④仕事中、会話中の方には、仕事、話の区切りを待ってから、話しかけるようにしましょう。
- ⑤座って仕事をしているときに、立っている方に話しかけられたら、立ち上がって対応するようにしましょう。
- ⑥明るい声で、はっきりとした語調で話しましょう。

ウ 敬語を正しく使う（間違いやすい敬語に注意）

- ①それで結構ですか。（×） → それでよろしいでしょうか。
- ②今何と申しましたか。（×） → 今何とおっしゃいましたか。
- ③先生は、いつ参られますか。（×） → 先生は、いついらっしゃいますか。
- ④校長先生はいらっしゃいません。（×） → 校長は不在です。

(5) 来客の対応

誰に対しても分け隔てなく親切に、丁寧に、誠実に対応することが大切です。

ア 来客を迎えるとき

- ①椅子に腰掛けたままでなく、必ず立ち上がって迎えます。
- ②来客が困らないよう、気が付いた人が率先して対応しましょう。

イ 案内するとき

- ①来客とあまり間隔を空けないで、斜め前に立って案内をします。
- ②どんな場合でも来客優先を忘れないようにしましょう。
- ③ドアの開閉は、外開きの場合は、来客を先に招き入れ、内開きの場合は、先に室内に入って招き入れます。

ウ 見送るとき

- ①ドアのところか、玄関のところまで見送りましょう。
- ②自動車の客には、発車に際して一礼して見送りましょう。

(6) 電話の対応

電話の対応では、相手の姿が見えないだけに、一層礼儀正しさがが必要です。明るく感じのよい電話のかけ方、受け方を身に付けることが大切です。

ア 一般的な心構え

- ① いつもメモを用意するようにしましょう。
- ② 適切な音量を心がけましょう。大声はまわりに迷惑をかけ、相手にも聞きづらいものです。
- ③ 相手によって態度を変えないようにしましょう。また、相手を待たせないようにしましょう。待たせたときには、誠実にお詫びをしましょう。
- ④ 私用に電話を使うことは慎みましょう。
- ⑤ 敬語を正しく使いましょう。

イ 電話をかけるとき

- ① 何を話すか決め、要点をメモしておき要領よく簡潔に話しましょう。
- ② 相手が出たらすぐに名乗り、相手を確認しましょう。
- ③ 感じのよい挨拶をしてから用件を告げましょう。
- ④ 長電話にならないように的確に用件を話し、終わりには忘れずに挨拶をしましょう。
- ⑤ 電話を切るときには、相手が不快な思いをしないように気を付けましょう。

ウ 電話を受けるとき

- ① ベルが鳴ったらできるだけ早く出て、こちらの学校名や氏名を名乗るとともに、相手を確認しましょう。
- ② 3回以上ベルが鳴ってから受けたときは、「お待たせしました」を必ず言いましょう。
- ③ 用件を聞いてメモを取り、大切なことは復唱して、伝言は必ず伝えましょう。
- ④ 調べて答えるときは、長く待たせないようにします。長くかかるようならい

っ

たん切ってかけ直しましょう。

- ⑤ 個人情報に関する問い合わせ等については、安易に返答せず、相手の連絡先を記録し、いったん電話を切って、校長・教頭に相談しましょう。

エ 電話を取り次ぐとき

- ① 誰に用件があるかを確認し、迅速にその人に取り次ぎましょう。
- ② 指名の人が不在のときは、こちらからかけ直すか、いつ連絡が取れるかを知らせましょう。
- ③ 自分で判断しかねるときは、必ず上司又は担当者に取り次ぎましょう。

4 学習指導要領

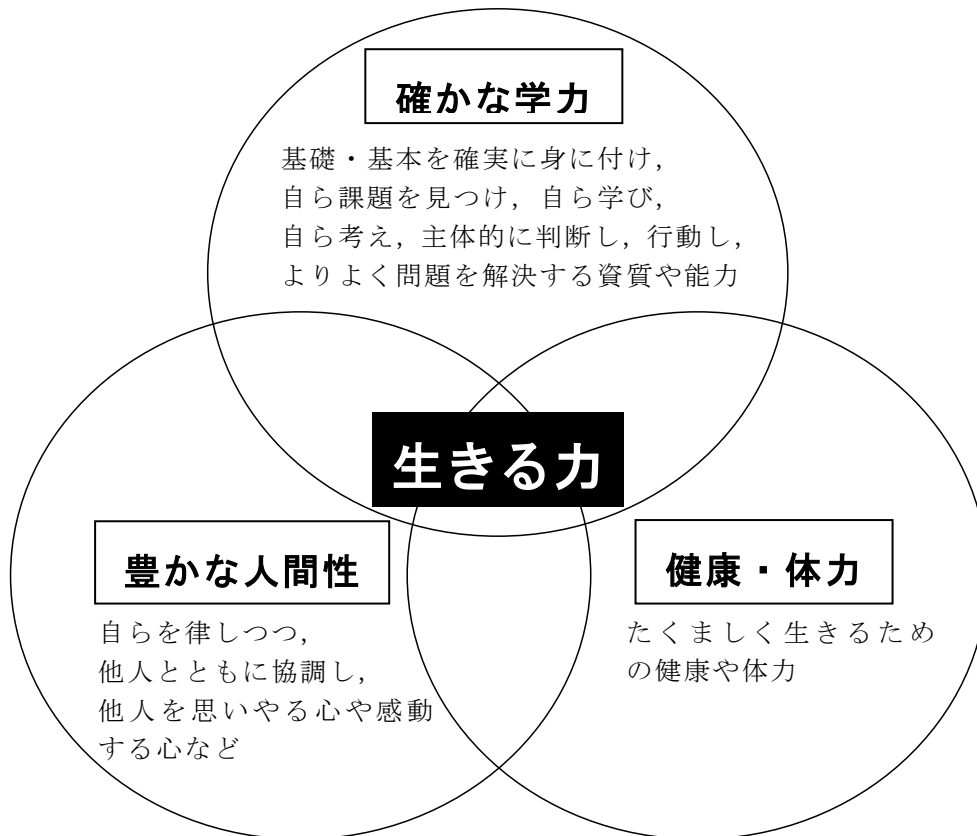
(1) 学習指導要領とは

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育が受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めている。これを「学習指導要領」という。

「学習指導要領」は、戦後すぐに試案として作られ、現在のような形で定められたのは昭和33年のことであり、それ以来、ほぼ10年ごとに改訂が繰り返されてきた。現行の学習指導要領は、高等学校では平成25年度入学生から学年進行で、また、特別支援学校においては、それぞれの学校段階に準じて実施されている。

(2) 学習指導要領の基本的なねらい

- ア 教育基本法改正等で明確となった教育理念を踏まえ、知・徳・体の調和を重視した「生きる力」（下図参照）をはぐくむ。
- イ 基礎的・基本的な知識・技能，思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し，これらを調和的にはぐくむ。



(3) 現行の学習指導要領の基本的な考え方

- ア 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領の改訂
- イ 「生きる力」という理念の共有
- ウ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- エ 思考力・判断力・表現力等の育成
- オ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- カ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- キ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

5 学習指導

(1) 学習指導とは

学習指導とは、各教科において、教員にとっては「教え」、生徒にとっては「学ぶ」過程で、生徒が生涯にわたって主体的に学習する態度や創造する能力を養うために行う指導のことである。

したがって、教員は、今教えていることが生徒の将来にとってどのような意味をもつものであるかをはっきりつかみ、それを十分知らせるとともに、生徒にとって「わかる授業」を実践して、いかに充実感をもたせるかということ絶えず念頭に置きながら授業を計画し、実践しなければならない。

教員主体の講義形式の一方通行的な授業は、画一的で、知識・理解に偏重した展開になりがちである。以下に説明するような学力観のもとで、教員からの一方的な説明ではなく、教員と生徒の双方向から発信される授業を実践することが大切である。そのためには、学習指導要領に示された各教科・科目の目標と内容、各学校の掲げる教育方針をしっかりと踏まえ、生徒一人一人の能力・適性、興味・関心、進路などを十分に考慮して、より適切な指導計画の作成と実践を行う必要がある。

(2) 学力とは

学力については、「読・書・算」に代表されるような知識・理解・技能にとどまらず、自ら学ぶ意欲や、思考力、判断力、問題解決能力などまで含めるものと考えなければならない。従来の指導においては、とすれば、画一的に知識を教え込み、知識の量によって学力をとらえがちであった。学習指導要領は、これまでの学力に対する考え方を転換し、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、自分で課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、すなわち「確かな学力」を育てることを目標にしている。各教科においては、それを踏まえて教科目標の設定がなされており、学習指導においては、この点を十分理解して、その実現を図らなければならない。

【学力の三つの要素】

- ア 基礎的・基本的な知識・技能
- イ 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
- ウ 主体的に学習に取り組む態度

(3) 評価（「指導と評価の一体化」）とは

評価に当たっては、知識や技能の到達度を的確に評価することは大切であるが、それにとどまることなく、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力なども含めた学習における到達度を適切に評価することが重要である。

学習指導要領では、「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」、「知識・理解」による4観点による評価を基本とする。その場合、例えば「知識・理解」についても、単に覚え込むものにとらえるのではなく、生徒が自ら体験して実感をもって学ぶことにより、学習や生活に生きて働くものにとらえて身に付けさせる必要がある。

教育活動は、計画、実践（指導）、評価という一連の活動が繰り返されながら、生徒のよりよい成長を目指した指導が展開される。すなわち、指導と評価とは別物ではなく、評価の結果によって後の指導を改善し、さらに新しい指導の成果を再度評価するという、指導に生かす評価を充実させることが重要である（いわゆる「指導と評価の一体化」）。

また、評価は、学習の結果に対して行うだけでなく、学習指導の過程においても実施することができるよう、評価の工夫を一層進めることが大切である。児童生徒にとって評価は、自らの学習状況に気付き、自分を見つめ直すきっかけとなり、その後の学習や発達を促すという意義がある。

(4) 評価規準とは

目標に準拠した評価を着実に実施するためには、各教科・科目の目標だけでなく、領域や内容項目レベルの学習指導のねらいが明確になっていること、学習指導のねらいが生徒の学習状況として実現されたとはどのような状態になっているかが具体的に想定されていることが必要である。

このような状況を具体的に示したものが評価規準であり、各学校において設定するものである。各学校において、学習評価を行うために評価規準を設定することは、生徒の学習状況を判断する際の日安が明らかになり、指導と評価を着実に実施することにつながる。

(5) 年間指導計画（指導と評価の年間計画）

ア 作成の意義

担当する教科・科目のほか、総合的な学習の時間、ホームルーム活動など、年間を通じての指導に当たっては、それぞれの目標のもと、1年間を見通した年間指導計画に基づいて日常の指導が行われる。適切な評価によって生徒の目標到達度が測定されるとともに、教員の指導を改善する資料が得られ、これを生かして次の計画が練られる。「指導と評価の一体化」が具現するような指導が行われる。このようなフィードバックを積み重ねてこそ教員としての成長も遂げられ、よりよい教育を実現することができるのである。

指導計画は、年度当初、概略的な年間指導計画として立案される。しかし、これは、各単元（題材）ごとの指導と評価の計画及び毎時間の具体的な実践計画に裏付けられるものでなければならない。その毎時間の指導計画が、学習指導案である。

イ 作成に当たっての留意事項

- ①学習指導要領に示された「目標」，「内容」，「内容の取扱い」，「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」について、十分に理解する。
- ②学校・学科の教育目標や生徒の実態を十分に踏まえた指導計画を作成する。
- ③学校の教育課程における当該教科・科目の位置付けを明らかにし、他の教科・科目との関連を図り、発展的・系統的な指導ができるようにする。
- ④評価が適切に行われるよう、方法，時期，規準などを十分に工夫して位置付ける。
- ⑤指導の順序や指導項目のまとめ方に工夫を加え、教育機器等の利用，学校図書館の活用を考えるなどして効果的な指導ができるようにする。
- ⑥実験・実習を伴う教科・科目にあっては、その適切な位置付けと指導方法の工夫を図る。
- ⑦年間指導計画の実施に当たっては、実施状況，生徒の反応，問題点，改善策などその都度記録しておき、次年度の改善につなげる。

(6) 学習指導案

ア 学習指導案の作成例

以下のホームページに掲載されている指導案を参照。

[総合教育センターHP](#)→[関係資料を読む](#)→[教科等のページ](#)→[指導と評価（高等学校）](#)

イ 作成に当たっての留意事項

- ①単元（題材）及び本時で扱う内容を明らかにする。
指導内容を教員自身が徹底的に理解する。学習指導要領や年間指導計画を土台にして、扱う内容を明らかにする。主体的・積極的な教材研究が求められる。
- ②生徒の実態を把握する。
学習の主体は生徒である。指導に直接関わる生徒の実態を具体的にとらえ、その上で教材を吟味し、指導過程を工夫する。特に既習事項の理解とその定着度を把握することは、授業を進める上で不可欠の条件である。

③指導の重点化を図る。

内容のどこに重点を置くか、あらかじめ十分に検討しておく。指導内容を徹底的に研究するとともに、生徒の実態を踏まえ焦点化を図ることが大切である。

④指導目標を明らかにする。

この単元（題材）及び本時の指導を通して生徒にどんな力を付けたいのかを明らかにする。教科・科目の本質的なねらいに加えて、その教材を通して習得させる知識、技術、態度について明記する。

⑤適切な学習過程の組み立てを考える。

本時の学習目標を達成するために、学習過程を時系列的にどのように組み立てるかを工夫する。その際、次の点に十分に配慮する。

- ・生徒が主体的に学習に取り組める学習過程であること。
（課題の設定の仕方や問題の与え方、分量は適切か）
- ・生徒の思考の順序性を踏まえた学習過程であること。
- ・生徒が発見、思考、判断する場を明確にした学習過程であること。
- ・学習方法の指導や訓練が設けられた学習過程であること。
- ・資料や教具、機器等の活用が図られた学習過程であること。
- ・実験・実習が明確に位置付けられた学習過程であること。

⑥発問内容などを明らかにする。

簡潔な中にも、メインとなる発問（テーマ）と期待する答え（到達する目標）や生徒の学習活動などを必ず盛り込み、授業者の意図が明確になるように努める。

⑦評価の実施場面や方法を明らかにする。

単元（題材）ごとの評価の計画や評価規準に基づき、授業の中のどこでどのような評価を行うかを明確にする。

(7) 授業

ア 授業改善

授業は、単に教科書の記載事項を伝達するだけでなく、生徒の「知的世界」が広がっていくよう、わかりやすく、魅力的な授業になるよう工夫する必要がある。そのためには、教材研究が不可欠であり、深い知識や技能はもちろんのこと、生徒の主体的・協働的な学び（いわゆる「アクティブラーニング」）のある授業を目指し、常に授業改善に取り組むことが求められている。

イ 見通しと振り返り

授業の始めには、本時の目標を明確にし、この時間に何を学ぶのか、何ができるようになるのかという見通しを示すことが大切である。また、授業の終わりには、本時の目標が達成できたかの確認や振り返りを行うことで、生徒の実態が把握でき、授業改善につなげることができる。また、「できた」「わかった」という達成感を味あわせることで、学習意欲の向上にもつなげることができる。

ウ 教壇に立つときの確認事項

- ①教員としての正しい言葉遣いをしているか
- ②教員として、ふさわしい服装であるか
- ③誠実な態度で接しているか
- ④落ち着いた雰囲気ですら授業が始められるように配慮しているか
- ⑤始業の挨拶や生徒の服装など正させているか
- ⑥教科書やノート等を机の上に準備させているか
- ⑦授業の妨げになる物を机上から取り除いているか
- ⑧心をこめて話し、褒めるべきときは褒め、叱るべきときは叱っているか

<褒める・認める・価値付ける>

生徒は、自分の努力が認められ、褒められることによって、充実した気持ちになり、「もっと頑張ろう」という意欲が湧くものである。その時、行動の支えとなる考え方や気持ちに価値があることを明らかにして、具体的に価値付けるとよい。

留意点

- ・よく観察して、小さなことでも褒めたり、認めたりする
- ・皆の前で褒めたり、認めたりすると自信になる
- ・グループやクラス、学年などの集団を褒めたり、認めたりする
- ・褒めるべきときには、大げさに褒める

<叱る>

叱るとは、生徒の誤った考え方や行いなどについて、それが誤りであることを分からせるための指導であり、改善への方向付けをすることである。

しかし、叱り方によっては、生徒との人間関係が著しく悪化させることがある。絶対に、生徒の人格を否定してはいけない。

留意点

- ・なぜ叱られているのかを理解させる
- ・導くべき正しい方向性が明確であること
- ・過度の感情表出は慎む（叱ることと怒ることは違う）
- ・他との比較をしない（兄弟姉妹と比較、他のクラスや他の学校と比較）
- ・生徒の性格や能力などをよく理解した上で叱る

生徒が教員を嫌いになるいくつかの事例（生徒に対するアンケートから）

- 平素、温厚な人柄の先生だと思って尊敬していたのに、ある時、急に感情丸出しで、言葉汚く友人をののしったとき。
- 理解もあり、生徒の意見もよく聞いてくれる先生だったのに、ある時、急に独断的、一方的に指示を出し、質問をしたら怒鳴られたとき。
- 期末試験が近づいたら、授業のピッチが急に速くなり、説明もぞんざいで、ただ先へ進めばよいというように見えたとき。
- 急に生徒たちを見下して皮肉を言ったり、馬鹿扱いをしたりしたとき。
- はっきり是非を判定せず、ぐずぐずして自信がないように見えたとき。
- 不正行為をしている生徒を見ても、知らん顔をしている姿を見たとき。
- えこひいきをする態度を見たとき。

エ 発問

授業の中で生徒に質問し、答えを求めることは、生徒を主役とした学習指導、双方向の学習指導を実現する最も基本的な形態であり、また、授業の緊張感を高めるなど授業展開の重要なポイントである。熟練した教員は、適切な時点で、適切な質問や生徒の応答に対する承認や励ましの評価を行うことによって、生徒の興味・関心を高め、成就感を与えるとともに、自分の授業の計画や具体的展望の軌道修正を絶えず行っている。

発問→思考→応答→評価の過程で、生徒に思考の機会を与えるなどして、生徒を巧みにレールからレールへと導き、学力の定着を図ることが大切である。

①発問の役割

発問は、思いつきでされるものではない。常に学習のねらいを深め、学習の過程に即して意図的になさなければならない。すなわち、1時間の学習過程に応じて、その役割が違っていることを理解すべきである。

留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・導入時の発問・・・本時の学習への関心を高め、ねらいを明確に。 ・展開時の発問・・・生徒の思考力を高める発問をしよう。 また、小ステップごとの知識・理解の定着度を確かめ、次の段階への発展のきっかけとなるもの。 ・まとめ時の発問・・・本時の要点を整理し、次時への展望を与えるもの。

②発問に際して

発問に際しては、次の点に留意して、発問が上記の役割を担うものになるよう工夫しなければならない。

留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・生徒全員にその発問の位置付けが分かること。 ・生徒の応答には、承認や励ましの評価を行うこと。成就感をもたせるような配慮が必要。 ・予想外の答えであった場合、その答えをうまく位置付けること。教員側の授業進行のシナリオにあてはまらないものを評価しないという態度をとってはいけない。 ・発問の主旨を明確にすること。 ・「あの」「その」「この」の指示語を避け、簡潔な表現をすること。 ・生徒の思考がとぎれないように、発問をすること。 ・単なる正誤だけの判断でなく、その生徒の思考の仕方を尋ねること。生徒が立てた論理を知ることによって指導方法の改善を図ることができ、授業への生徒の主体的な参加が期待できる。 ・生徒の発言は、終わりまで聞くこと。必要ならば、具体的な方法、手順をはっきりさせるような助言をする。 ・発問した後は、考える時間を与えること。 ・特定の生徒に指名が偏ることのないよう配慮すること。 ・指名は生徒の個人名を、敬称をつけて呼ぶこと。安易に出席番号などで指名しない。 ・同時に二つ以上の発問や指示をしない。

オ 板書

教員は、板書の内容や技術を意識的に工夫し、板書と一体化した説明が必要である。

留意点
<ul style="list-style-type: none"> ・板書は思いつきであってはならない。 ・板書事項は授業者の頭の中に入れておく。 ・1時間の授業が終ったときの板書がどうなっているかを想定し、1時間分の板書があらかじめ構造的につくられ、準備されていること。 ・生徒が発表しているとき、教員が生徒に背を向けて板書するのではなく、生徒が発表するときは、その生徒の顔を見て聞くこと。 ・教員が書く文字は、正しく、丁寧な文字を書くこと。間違った文字を書いたり、筆順がいい加減だったりすることはよくない。 ・文字の大きさ、チョークの色や濃淡に配慮すること。文字色は、白及び黄とし、枠線は赤等とする。 ・生徒がノートに書き写す時間を必ずとること。

カ 学習形態

授業は、教員と生徒の相互作用によって成立する。単なる知識の暗記ではなく、思考力、判断力、表現力などを身に付けられるよう体験的な学習、問題解決的な学習に積極的に取り組むよう学習形態を工夫し、一層の授業改善が必要である。

授業の学習形態は、教員の側から見るか、生徒の側から見るかによって、分類の仕方が異なる。

教員の側から見た学習形態
・教授法（講義・教科書・展示） ・自習法（体験・観察・実験・読書・反復・プログラム学習・生産的作業） ・相互学習法（問答・討議）

生徒の側から見た学習形態
・一斉学習（講義・発問・討議） ・個別学習（発見学習・課題学習・プログラム学習） ・グループ学習（問答・討議）

(8) 授業評価

「指導と評価の一体化」を実現するには、生徒の反応を具体的に確実に受け止め、「生徒による授業評価」を実施することが有効である。

その際、調査結果への対応の仕方によっては、ややもすれば生徒に迎合する危険もある。生徒のニーズに応え、よりわかりやすい授業を目指す部分と、努力を促したり、規律を守らせたりする部分との違いを見失わないようにしなければならない。

(9) テスト

観点別の評価を進める以上、ペーパーテストは学習評価の全てではなく、それ以外の各種の評価を適切に組み合わせ、的確な評価を工夫する必要がある。しかし、ペーパーテストも、評価のための重要な資料であり、とりわけ、高等学校における定期考査は、学習活動の中で、重要な部分として位置付けられている。

作成・処理についての留意点
・テスト問題の作成は、学習活動を的確に評価できる、妥当性と信頼性を持った問題とすること。 ・テストの内容と処理は、生徒自身の学習成果の点検、課題の追求や解決の過程に役立つものであること。 ・テスト結果は、個別の正答率調査・誤答研究をするなど、次の指導にフィードバックできるようにすること。

(10) ICT 機器の活用

ア ICT (Information and Communication Technology) 活用力

教員は「わかる授業」の実現のために、教材研究・指導の準備・評価などに ICT を活用したり、ICT を活用して指導したりするだけでなく、生徒の ICT 活用を指導する能力を高めていくことが求められている。

ICT活用力
・教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力 ・授業中にICTを活用して指導する能力 ・生徒のICT活用を指導する能力 ・情報モラルなどを指導する能力 ・校務にICTを活用する能力

イ 学校間総合ネット

岐阜県教育委員会では、学校における ICT 活用がすすめられるよう、県内の学校及び教育機関をネットワークで接続した「岐阜県学校間総合ネット」(<http://www.gifu-net.ed.jp/>)を整備し、様々なサービスを提供している。

特に「岐阜県まるごと学園」(<http://gakuen.gifu-net.ed.jp/>)では、ICTを活用した授業で利用できる教育用デジタルコンテンツを提供している。

学校間総合ネットの主なサービス
1 インターネットによる教育用コンテンツの提供（「岐阜県まるごと学園」）
2 遠隔共同学習を可能とするテレビ会議システム
3 教職員による情報交換や情報共有を可能とする教職員メールシステム

ウ 情報モラル指導

社会の情報化に伴い、ネットワークや ICT 機器を安全で有効に活用できるよう、全ての生徒に「情報モラル」を身に付けさせる指導が必要である。

情報モラル指導は、特定の教科等だけで取り扱うのではなく、全ての教科、総合的な学習の時間、特別活動、SHR など全教育活動を通して、機会を捉えて行わなければならない。

情報モラル指導を行うには、まず教員自身が情報モラルについて学び、正しい理解を深める必要がある。以下の資料等を参考に研修をすすめてもらいたい。

エ 情報セキュリティ

個人情報の漏えい、紛失等の防止に努め、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。日頃から、危機意識とリスク回帰のための対策について理解するとともに、情報管理の高い意識をもって情報を取扱う必要がある。

【参考資料】

情報モラル実践事例集（文部科学省）平成 27 年 6 月

http://jouhouka.mext.go.jp/school/moral_zirei/moral_zirei.html

岐阜県教育委員会 情報モラル関係資料

http://gakuen.gifu-net.ed.jp/ict_moral.html

6 総合的な学習の時間

(1) 総合的な学習の時間とは

総合的な学習の時間は、各学校の教育課程上必置とされており、その単位数は、必修教科・科目の単位数と同様、卒業までに履修させる単位数の中に含んでいなければならない。総合的な学習の時間の単位数については、卒業までに3～6単位を標準としている。

(2) 総合的な学習の時間の目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

(3) 指導計画の作成に当たっての配慮事項

- ア 学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価計画を示すこと。
- イ 地域や学校、生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習、生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこと。
- ウ 日常生活や社会とのかかわりを重視すること。
- エ 育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会との関わりに関することなどの視点を踏まえること。
- オ 学習活動については、地域や学校の特色、生徒の特性等に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動などを行うこと。
- カ 各教科・科目及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。
- キ 各教科・科目及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。
- ク 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めること。
- ケ 総合学科においては、総合的な学習の時間の学習活動として、原則として生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動を含むこと。

(4) 内容の取扱いについての配慮

- ア 各学校において定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。
- イ 問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。
- ウ 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
- エ 体験活動については、各学校において定める目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。
- オ グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。
- カ 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

7 特別活動

(1) 特別活動とは

特別活動は、生徒の学校生活を支える基盤をなすとともに、社会の構成員として自己表現を図る資質や能力の育成を目指す教育活動として「生きる力」の育成と深く結びついている。学習指導要領においては、特別活動のねらいと内容を次のように定めている。

(2) 特別活動の目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

(3) 特別活動の内容

1) ホームルーム活動

学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。

① ホームルームや学校の生活づくり

ア：ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決

イ：ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動

ウ：学校における多様な集団の生活の向上

② 適応と成長及び健康安全

ア：青年期の悩みや課題とその解決

イ：自己及び他者の個性の理解と尊重

ウ：社会生活における役割の自覚と自己責任

エ：男女相互の理解と協力

オ：コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立

カ：ボランティア活動の意義の理解と参画

キ：国際理解と国際交流

ク：心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立

ケ：生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立

③ 学業と進路

ア：学ぶことと働くことの意義の理解

イ：主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用

ウ：教科・科目の適切な選択

エ：進路適性の理解と進路情報の活用

オ：望ましい勤労観・職業観の確立

カ：主体的な進路の選択決定と将来設計

2) 生徒会活動

学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。

① 生徒会の計画や運営

② 異年齢集団による交流

③ 生徒の諸活動についての連絡調整

④ 学校行事への協力

⑤ ボランティア活動などの社会参画

3) 学校行事

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

- ①儀式的行事
- ②文化的行事
- ③健康安全・体育的行事
- ④旅行・集団宿泊的行事
- ⑤勤労生産・奉仕的行事

※ 部活動について

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、**学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの**であり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

8 生徒指導

(1) 生徒指導とは

生徒指導とは、社会の中で自分らしく生きることができる大人へと生徒が育つように、その成長・発達を促したり支えたりする意図でなされる働きかけの総称のことである。すなわち、学校生活の中で生徒自らが、その社会的資質を伸ばすとともに、さらなる社会的能力を獲得していくこと、そしてそれらの資質・能力を社会の中で適切に行使して自己実現を図りながら自己の幸福と社会の発展を追求していく大人になること——そうしたことを願って生徒の自発的かつ主体的な成長・発達の過程を支援していく働きかけのことを、生徒指導と呼んでいる。

また、全教育活動に生徒指導の機能が発揮されなければならない、全ての教職員が生徒指導に当たらなければならない。

(2) 指導の際の留意点

ア 生徒理解に努める。

一人一人の個性を把握し生かしていくために、個々の生徒の持つそれぞれの特徴や傾向をよく理解することが大切である。そのためには、生徒のわずかな変化も見逃さない感性を日頃より磨いていく努力が必要である。

イ 共感的な人間関係を構築する。

教員と生徒という関係の中で、生徒を一人の人間として人格を尊重することが大切であり、共感的な理解に基づく人間関係の構築が不可欠である。

ウ 自己存在感を持たせる。

学校生活において、生徒が集団に埋没しないで、集団の一員としての確たる存在感を抱くことは、自己の持つ能力・適性等を発揮し、自己実現を図るとともに、望ましい社会的な資質・態度の育成のうえからも重要である。

エ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。

生徒が日常の生活のさまざまな場面で、自らの行動を選択・決断し、実行し、責任をとるという経験（自己決定の場）を幅広く持つことの積み重ねが大切である。

オ 全校体制で指導する。

全教職員の共通理解と共通行動があってこそ、指導がより確かなものとなる。

(3) 危機管理対応について

ア 危機管理の4段階

①問題行動や事故等の**予知・予測**

②問題行動等の**防止**

③問題行動等への**対応**

④問題行動等の**再発防止**

イ 危機管理の鉄則

さ	最悪を想い	最初の対応を慎重に行う
し	慎重、かつ	指揮系統をはっきりさせる
す	素早く	推測で動かず、正確な情報を得る
せ	誠意をもって	戦略と戦術にたける
そ	組織で対応	組織の役割分担を明確にする

ウ 情報共有

ほう 報告

れん 連絡

そう 相談

(4)教育相談について

子どもたちの、「心」のサインを見逃さない対応が必要。

- ア 個々の生徒の理解に必要なかつ適切な資料収集をする。
- イ 全生徒を対象として、生徒の能力、適性等を最大限発揮できるように努める。
- ウ 保護者との連携を密にし、生徒、教員、保護者による相談形態も大切にする。
- エ 場合によっては、スクールカウンセラー、専門医等との連携を積極的に進める。
- オ ホームルーム担任による教育相談だけでなく、学校全体で相談活動が行われるよう学校として教育相談体制の確立を図る。

(5)ホームルーム運営について

ホームルーム活動における生徒の連帯意識の育て方

- ア ホームルーム活動の目標と内容を明確にする。
- イ LHRの時間における達成感・充実感はホームルーム経営の発展を約束する。
- ウ 学校行事をホームルームとして取り組み、有効に利用する。
- エ 生徒は自主性を主張しながらも、ホームルーム担任の指導と援助を望んでいる。
- オ 日頃から、リーダー養成を心がけ、ホームルーム活動のための基礎づくりを行う。

(6)生徒指導の今日的課題

- ア 学校適応指導
- イ 教育相談
- ウ 学業指導
- エ 進路指導
- オ HR指導
- カ 部活動指導
- キ 生徒会指導
- ク いじめ・不登校
- ケ 暴力・脅迫・恐喝
- コ 性にかかわる問題
- サ 喫煙・飲酒・薬物乱用
- シ 虐待
- ス 万引き等の窃盗
- セ 情報モラルにかかわる問題 等

9 進路指導

(1) 進路指導とは

進路指導は、生徒の一人ひとりが、自分の将来の生き方への関心を深め、自分の能力・適性等の発見と開発に努め、進路の世界への知見を広くかつ深いものとし、やがて自分の将来への展望を持ち、進路の選択・計画をし、卒業後の生活によりよく適応し、社会的・職業的自己実現を達成していくことに必要な、生徒のキャリア発達を促す教師の計画的、組織的、継続的な指導・援助の過程である。

よく、進路指導は卒業時における就職や進学への指導・あっせんと考えられているようであるが、本来の進路指導とは、生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験及び相談を通じて、生徒自ら将来の進路選択・計画をし、就職又は進学をして、更にその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長するように、教員が組織的・継続的に指導・援助する過程であり、どのような人間になり、どう生きていくことが望ましいのかといった長期的展望に立った人間形成を目指す教育活動である。

(2) 教育活動としての進路指導

- ア 進路指導は、一人一人の生徒が自己理解を深めるための教員の指導・援助。
- イ 進路指導は、一人一人の生徒が自己と社会のかかわりについて深く考えさせるための教育活動。
- ウ 進路指導は、一人一人の生徒の個性に応じて、将来の進路の決定を援助する教育活動。
- エ 進路指導は、教職員の協力的な指導体制によって運営される教育活動。
- オ 進路指導は、それぞれの学校が生徒の家庭や地域社会及び関係諸機関等との連携・協力のもとに運営される教育活動。

すなわち、進路指導の本質は単に卒業時における就職や進学への指導・あっせんではなく、生徒自らが、将来の進むべき道を選択し、自ら進路を決定できる能力を育成するとともに、自分の生きがいと深くかかわる進路についての自覚を深めさせるために行う指導・援助である。

(3) 進路指導の課題

- ア 進路指導の意義や必要性についての共通理解を深めること。
- イ 進路指導に関する校内指導体制の確立を図ること。
- ウ 学校の教育課程における進路指導の位置付けを明確にすること。
- エ ホームルーム活動における進路指導の充実を図ること。
- オ 就業にかかわる体験的な学習や、外部の教育力を活用した教育活動を通して望ましい勤労観・職業観の育成に努め、キャリア教育の推進を図ること。
- カ 生徒一人一人が自己の能力・適性を生かし、自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択決定ができるよう、ガイダンスの機能の充実を図ること。
- キ 社会や産業の進展に即した進路に関する情報や資料の整備とその活用を図ること。
- ク 進路指導に関する評価を適切に行うこと。
- ケ 保護者の進路指導に関する理解と協力が得られるように努めること。
- コ 就業体験（インターンシップ）を積極的に推進すること。

(4) ホームルーム活動における進路指導の進め方

高等学校学習指導要領の「特別活動」のうち「ホームルーム活動」の内容として、特に進路指導に関する事項については、(3)学業と進路において、「ア 学ぶことと働くことの意義の理解」、「イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用」、「ウ 教科・科目の適切な選択」、「エ 進路適性の理解と進路情報の活用」、「オ 望ましい勤労観・職業観の確立」、「カ 主体的な進路の選択決定と将来設計」が示されている。

各学校においては、ホームルーム活動の年間指導計画は、学校全体としての重点的な指導事項とホームルーム活動で取り上げる事項との間に一貫性を図りながら作成されている。このため、進路指導に関しても、その学校の指導方針についての共通理解をもち、各学年、各ホームルームにおいては、それらを反映させた進路指導計画を作成し、適切な指導・援助を行う必要がある。

(5) 進路指導における留意点

ア 進路指導の適時性や順序性の具体化を図るため、学校の進路指導の理念や体制に基づき、学年ごとの進路指導の目標や、「何のために、どのようなことを、どのような観点から学習するのか」などについて、よく理解しておくこと。

イ 生徒の態度や行動は、種々の条件が重なり合っているため、その能力・適性などについては、平素から、観察、検査、調査、作文、個人懇談などを通して一人一人の生徒をよく知り、生徒自らの計画や、職業選択・決定について指導・援助をし、「人生設計」についてのよき相談相手となること。

ウ LHRでは、進路学習についての時間を確保すること。特に、「将来の生き方と進路の適切な選択決定に関すること」の具体的な内容として、進路適性の理解と進路情報の活用、望ましい職業観・勤労観の確立、主体的な進路の選択決定と将来設計などについて取り上げ、指導内容、題材を「いつ、どこで、どのように」組み立てるかに工夫改善を図ること。

エ 生徒の当面する問題の中には、他の生徒にも共通していてそれらを一斉に指導する場合もあるが、個人的な問題の解決には個別指導を行うこと。

オ 生徒に職業・産業・企業に関する啓発的な知識や情報を与えるために、平素から種々の機会や交流を通して、教員自身が社会的な視野や知見を広め、教育的な見識を高めること。

10 産業教育

(1) 産業教育を担う専門高校の役割

高等学校における産業教育は、農業、工業、商業、生活産業、情報など職業に関する教育を行う専門高校を中心に行われている。

これまで、幅広い分野で産業・社会を支える人材を輩出してきた専門高校は、経済社会の様々な情勢の変化に対応し、職業人として必要とされる力を身に付けた人材を育成するとともに、地域や産業社会の発展に貢献するために、引き続き重要な役割を果たすことが求められている。

(2) 専門高校における産業教育の重点

専門高校では、将来のスペシャリストの育成という観点から専門分野の基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるための教育とともに、社会に生き、社会的責任を担う職業人としての規範意識や倫理観等を醸成し、豊かな人間性の涵養等にも配慮した教育を行うことが重要である。

また、産業構造の変化、科学技術の進歩等の情勢の変化に対応し、それぞれの専門分野で真に必要とされる教育内容に精選するとともに、新たに求められる教育内容・方法を取り入れることが重要である。

さらに、①小学校・中学校におけるキャリア教育や進路指導との接続、②専門高校生に産業社会や大学等が求める能力・資質との関連、③社会や大学等の専門高校生への積極的評価、④次代を担う人材の育成という観点から、関係各界・各機関等との連携強化なども重要な視点である。

(3) これからの産業教育の役割

第一は、将来のスペシャリストの育成に必要な専門性の基礎・基本を一層重視し、専門分野に関する基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、ものづくりなどの体験的学習を通して実践力を育成すること。

さらに、資格取得や有用な各種検定、競技会への挑戦等、目標をもった意欲的な学習を通して、知識・技能の定着、実践力の深化を図るとともに、課題を探究し解決する力、自ら考え行動し、適応していく力、コミュニケーション能力、協調性、学ぶ意欲、チャレンジ精神などの積極性・創造性等を育成すること。

第二は、将来の地域産業を担う人材の育成という観点から、地域産業や地域社会との連携・交流を通じた実践的教育、外部人材を活用した授業等を充実させ、実践力、コミュニケーション能力、社会への適応能力等の育成を図るとともに、地域産業や地域社会への理解と貢献の意識を深めさせること。

第三は、人間性豊かな職業人の育成という観点から、人と接し、自然やものとかかわり、命を守り育てるといった産業教育の特長を生かし、職業人として必要な人間性を養うとともに、生命・自然・ものを大切に作る心、規範意識、倫理観等を育成すること。

以上の三つの視点は、学習指導要領改訂（平成21年3月）における職業に関する各教科横断的な改善事項となっている。

(4) 産業教育の改善・充実

産業構造の変化、科学技術の進歩に柔軟に対応できる人材を育成するため、専門分野に関する基礎的・基本的な知識・技能の定着を特に重視するとともに、就業体験等実社会の職業とのかかわりを通じて、高い職業意識・職業観と規範意識、コミュニケーション能力等に根ざした実践力を高めることを一層重視し、例えば産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどにより、教育活動を充実する必要がある。

また、生徒の意識の変化や進路の多様化に対応するため、弾力的な教育課程を編成することに加えて、より実践的な産業教育や職業体験等を通じて、職業選択能力や人生設計能力を身に付けさせる教育が可能となるよう配慮することも必要である。

11 人権教育

(1) 人権問題

21世紀は「人権の世紀」といわれる。私たちは誰もが明るく幸せに暮らしたいと願っている。この願いを、憲法では決して侵すことのできない基本的人権として保障している。人権は、私たち一人一人が幸せに人間らしく生きていくために、生まれながらにして平等に与えられている大切な権利である。

しかし、いまだに、物質的な豊かさの追求に重きを置き、心の豊かさが大切にされない風潮、あるいは、他人への思いやりの心が希薄で、自己の権利のみを主張する傾向が見受けられ、このような状況が様々な人権侵害を発生させる大きな要因の一つとなっている。特に、昨今では、子どもを取り巻く身近な人権問題として、学校生活におけるいじめの問題やインターネット・携帯電話等による人権侵害などがあげられる。

(法務省：年間強調事項参照 http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_keihatsu.html より)

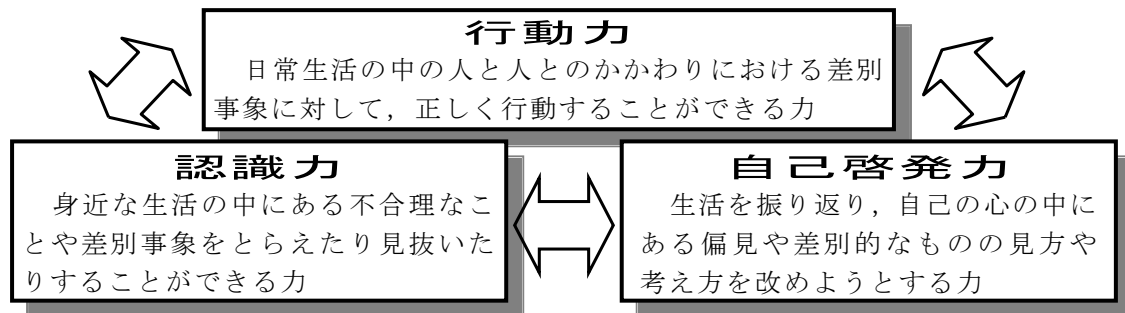
(2) 学校における人権教育

全ての学校において、基本的人権を尊重する精神を育み人権教育の充実が図られなければならない。このため、全教育活動を通じ、基本的人権を尊重する精神を基本とし、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養い、人と人との間に存する偏見を解消する指導を行い、不合理な差別をなくすための教育を推進していく必要がある。

人権教育の推進に当たっては、これまでの同和教育及び人権同和教育の推進によって偏見や差別の解消が進んできた成果を踏まえ、同和教育を重要な人権問題の一つとして捉え、正しい認識と理解を深めるとともに、様々な人権問題を解決できる実践力を高めていくことが大切である。

また、教師が意識するとしないとにかかわらず、教師が何を目指し、実際にどんなことを言ったり行ったりしているかが、子どもに大きな影響を及ぼす。教師の人権感覚は、このことを自覚した意識的・継続的な取組によって磨かれていく。

同和教育をはじめとする様々な人権問題は必ず解決できるという認識と解決への意欲、態度を育てることを目的とし、次の三つの力の育成に向けて、日々の指導内容や方法について研修を深めていかなければならない。



(3) 自己肯定感を高めること

人権尊重の精神を育む教育を推進するに当たって、国は、「人権教育の指導方法等の在り方について」〔第一次とりまとめ〕の中で、人権教育の目標を次のように定めている。

一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解するとともに、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにする。

ここに「自分の大切さとともに」とあるように、自己肯定感を高めることは「認識力・自己啓発力・行動力」の三つの力を育むために大変重要なことである。それは、誰もが自分を大切にすることができてこそ、他の人の大切さを認めることができるからである。自分の人権の大切さを理解してこそ、身近な生活の中にある不合理や差別事象を捉えることができる（認識力）。同様に自分の心の中にある偏見や差別的なものの見方や考え方を改めようとすることができる（自己啓発力）。そして、差別事象に対して正しく行動することができる（行動力）。自己肯定感を高めることは、人権教育の基盤であると言える。

12 主権者教育

(1) 「公職選挙法」の一部改正（平成27年6月19日公布，平成28年6月19日施行）
選挙権を有する者の年齢が，満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。

(2) 実施に当たっての留意事項

全ての教科等で生徒が有権者としての判断を適切に行うことができるように，公民科はもとより，各教科，総合的な学習の時間などにおいて，話し合いや討論等を通じて生徒が自らの考えをまとめていくような学習を進めることが求められます。また，指導に当たっては，外部の公的機関と連携するなど，実践的な学習に積極的に取り組むことが求められます。

政治や選挙に関する知識はもとより，根拠を判断し，討論等を通じて自己の意見を正しく表明する力，他人の意見に十分耳を傾け，これを尊重するという態度とともに異なる意見を調整し合意を形成していく力などの資質・能力を育むという点で，満18歳以上の生徒と満18歳未満の生徒を区別する必要はありません。

しかしながら，満18歳以上の生徒と満18歳未満の生徒は，選挙権の有無や公職選挙法上の選挙運動が可能かどうかなど法律上差異があることを理解させ，満18歳以上の生徒が，同じ高校生という理由で満18歳未満の生徒に同じ行動を求めることは違法となる場合があることを理解させる必要があります。

(3) 学校における「指導上の政治的中立の確保」等に関する留意事項

政治的に対立する見解がある現実の課題（現実の具体的な政治的事象）を取り扱うことは，生徒が現実の政治について具体的なイメージを育むことに役に立つなどの効果が考えられます。

一方，政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる場合には，学校が政治的中立性を保ちつつ，政治的教養を育む指導を行うために，下記のような点に留意して行うことが必要です。

- ・政治的に対立する見解がある現実の課題については，種々の見解があり，一つの見解が絶対的に正しく，他のものは誤りであると断定することは困難であるとともに，一般に政治とは自分の意見を持ちながら議論を交わし合意形成を図っていくことが重要であることから，一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が大切であることを理解させること。
- ・多様な見方や考え方のできる事柄，未確定な事柄等を取り上げる場合には，生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することが重要であること。
- ・その際，教員は中立かつ公正な立場で指導することが必要であること。また，特定の事柄を強調しすぎたり，一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど，特定の見方や偏った取扱いとならないよう指導することが必要であること。

なお，補助教材を活用する際には，「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（平成27年3月4日文部科学省通知）にも留意すること。

参考資料

- ・「主権者教育」の推進 岐阜県版 指導の手引き（平成28年3月岐阜県教育委員会発行）
- ・副教材「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」（平成27年9月総務省、文部科学省）
- ・副教材活用のための指導資料「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために活用のための指導資料」（平成27年9月総務省、文部科学省）

13 特別支援教育

(1) 特別支援教育とは

「特別支援教育」とは、障がいのある幼児，児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち，幼児，児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し，そのもてる力を高め，生活や学習上の困難を改善又は克服するため，適切な指導及び必要な支援を行うものである。

県では，教育，福祉，医療，労働等が一体となって「特別支援教育連携協議会」を組織するとともに，専門相談支援員の派遣などを行い，市町村における体制整備のための支援を行っている。

小・中学校では，校内の体制推進のために校内委員会の設置を進めている。さらに，特別支援教育の推進役調整役となる「特別支援教育コーディネーター」を全ての小・中学校や特別支援学校に配置し養成するとともに，職員研修の充実も図っている。また，通常の学級で学んでいるLD（学習障がい），ADHD（注意欠陥／多動性障がい），高機能自閉症等，発達障がいのある児童生徒の支援のために，「特別支援教育アシスタント」を設置している。

(2) 特別支援学校における教育

特別支援学校では，可能な限り自立し，社会参加ができるよう障がいの状態や発達段階に応じた教育内容，方法により，きめ細やかな教育を行っている。また，小学校及び中学校の義務教育に対応して，それぞれ小学部と中学部があり，幼稚部と高等部，訪問教育を置くことができるようになっている。さらに，特別支援教育についての様々な相談に応じており，地域の特別支援教育のセンター的役割を担う学校を目指している。

(3) 特別支援学級における教育

特別支援学級は，障がいの比較的軽い児童生徒の自立と社会参加を図るために，一人一人の障がいの状態に配慮しながら，小学校や中学校に準じた教育を行っている。きめ細やかな対応ができるように，少人数の編成がなされており，一人一人に応じた効果的な指導が行われている。なお，岐阜県では，障がいの種類に合わせて，知的障がい，肢体不自由，病弱・身体虚弱，弱視，難聴，自閉症・情緒障がいの特別支援学級が設置されている。

(4) 通級による指導

通級による指導では，言語や聴覚，情緒などに軽度の障がいのある児童生徒や，LD（学習障がい），ADHD（注意欠陥／多動性障がい）などの児童生徒が，小学校，中学校の通常の学級で学びながら，おおむね週1～3時間程度の専門的な個別指導を受けることができる。

(5) 小・中学校の通常の学級における特別な教育支援

保育園・幼稚園，小・中・高等学校の通常学級などには，LD（学習障がい），ADHD（注意欠陥／多動性障がい）や高機能自閉症など，特別な教育的支援が必要な子どもたちが在籍している。現在，これらの子どもたちに対する指導の充実を図り，指導方法を確立することを目指して，特別支援教育の体制整備を進めているところである。

14 定時制・通信制教育

(1) 定時制・通信制教育の概況

昭和23年の新制高等学校の発足と同時にスタートした定時制・通信制高等学校では、困難な生活環境のもとで働きながら学ぶ生徒が殆どであったが、そのような勤労青少年が我が国の戦後復興からの高度経済成長期を支え、社会に大きく貢献した。

定時制課程の生徒数は、昭和28年には全国で約56万7千人に達し、高等学校全生徒数の約23%を占めたが、その後、高等学校への進学率が向上したのとは逆に、定時制への進学者数は減少した。岐阜県でも、繊維産業の隆盛に伴い、昭和41年には、生徒数が14,658人とピークに達したが、昭和60年代初めには激減した。しかし、平成9年度を最小に、その後は再び増加傾向を示している。

定時制発足当初、県内の各地に開設された定時制の大部分（定時制61校、通信制2校（岐阜高、斐太高））は、統廃合されるか、全日制高校が母体となって現在に至っている。現在、県内には定時制課程の高校として公立11校（華陽フロンティア、東濃フロンティア、岐阜商業、岐阜工業、大垣商業、大垣工業、加茂、中津、飛騨高山、関商工、阿木）、通信制課程の高校として私立を含めて7校（華陽フロンティア、飛騨高山、城南、ぎふ国際、中京、清凌、啓晴）がある。

高校教育を取り巻く社会環境の変化の中で、定時制・通信制高校の新たな役割として、多様な背景や課題を抱える生徒への対応や不登校経験、過年度（進路変更）、外国人生徒、発達障害の疑いのある要支援、家庭環境によるハンディを背負った生徒など、様々な学習経験を持つ生徒の『学び直し』の場としての使命を担うようになっている。そのような中で、平成10年に全国に先駆けて、県内全ての定時制・通信制高校が単位制に改編された（単位制高校とは「生涯学習の観点に立ち」「学習歴、生活環境などに応じて」「個別的に教科・科目の単位修得が可能な」「単位の累積加算により卒業資格を認定」するタイプの高校である）。また、平成12年度には「華陽フロンティア高等学校」が、平成16年度には「東濃フロンティア高等学校」が3部制単位制高等学校として開設され、自校以外の学修成果を評価する制度の活用や過去の学修歴を生かすことができるなど、様々な学習ニーズに応えることができる学びの場となっている。

(2) 教育課程と指導上の留意点

教育課程は、基本的には全日制の課程と変わらないが、働きながら学ぶ生徒の学習上の負担を軽減するため、実務等による職業科目の履修の一部代替や、各種学校及び専修学校と技能連携教育を行う制度などがある。なお、定時制の修業年限は通常は4年間であるが、3年間で卒業すること（3年修業制）も可能である。また、定通生徒生活体験発表大会、定通体育大会（全国、東海、県大会）など定時制・通信制教育独自の行事が積極的に行われ、勤労青少年教育の振興が図られている。

学習指導や生徒指導に当たっては、生徒の実情等を配慮し、学力等が多様化している実態を十分把握した上で、以下の2点を考慮して生徒に接することが大切である。

- ① 学習指導における基礎学力の定着にとどまらず、生徒のコミュニケーション能力や社会に対応できる力を伸ばすよう、ソーシャルスキルトレーニング、ユニバーサルデザイン視点やアクティブラーニングを取り入れた授業を積極的に取り入れること。
- ② 日頃から、生徒の自己肯定感を伸ばすことができるように、カウンセリングマインドをもってその存在を受け止め、個々の生徒の状況を全職員で共有し、生徒自身が自分の成長が実感できるような指導を進めること。

資料1 初任者研修制度の法的根拠

<教育基本法>

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

<教育公務員特例法>

(条件附任用)

第12条 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第22条第1項に規定する採用については、同項中「6月」とあるのは「1年」として同項の規定を適用する。

(研修)

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(研修の機会)

第22条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(初任者研修)

第23条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、その採用の日から1年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

3 指導教員は、初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

(研修計画の体系的な樹立)

第25条 任命権者が定める初任者研修及び10年経験者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならない。

資料2 教員の身分と服務

公立学校の教員は、児童生徒を指導する**教育の専門家としての立場**とともに、**教育公務員、地方公務員としての立場**をもち、**いろいろの義務や制限が課せられている**。したがって、**公務員としての立場を自覚し、全体の奉仕者として信頼されるように努めなければならない**。

○身分
・公立学校の教員は、「地方公務員」としての身分をもち、地方公務員法の適用をうける。しかし、教育という職責の特殊性に基づき、「教育公務員」としての特例が教育公務員特例法等に設けられている。

○服務
・服務とは、職員が守るべき義務ないし規律。

○服務の根本基準
・地方公務員法第30条で「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と、職員が公務に従事する上において基本となる規準を示している。

これから、義務、制限、禁止の条項が導かれている。

- ①服務の宣誓（地方公務員法第31条）
- ②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑧営利企業等の従事制限（地方公務員法第38条）

○服務の宣言
・職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。
(地方公務員法第31条)

・新たに職員等となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式第一による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

(岐阜県職員等の服務の宣誓に関する条例第2条)

別記様式第一

宣 誓 書

わたくしは、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、これを擁護することを固く誓います。

わたくしは、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、県民全体の奉仕者として、法令に従い、誠実、かつ、公正に職務を執行することを固く誓います。

平成 年 月 日

氏 名 印

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
 - ・職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。（地方公務員法第32条）
 - ・法令等に従うのは、当然のことである。
 - ・職務上の命令に従うのは、学校の組織の統一性を確保し、全職員が共通の意志のもとで教育活動に当たるために必要なことである。

- 信用失墜行為の禁止
 - ・職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。（地方公務員法第33条）
 - ・特定の職員の行動が、学校の職員全体の行為、又は教員一般の行為として受け取られる場合がある。このことから、職務の遂行とは直接関係のない職員個人の行為であっても、公務に対する信頼を失わせるものになりかねない。したがって、信用失墜行為の禁止の規定は、職務上のみならず職務外においても、教員である以上は課せられている。

- 秘密を守る義務
 - ・職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。（地方公務員法第34条）
 - ・職員会議の内容を軽々しく外部に漏らしたり、試験の問題を漏らしたりすることがあってはならない。生徒の個人情報も当然のことである。

- 職務に専念する義務
 - ・職員は、法律又は条令に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。（地方公務員法第35条）

- 政治的行為の制限
 - ・職員は、政治的行為の制限をうける。職員は、全体の奉仕者であって、特定の政党等に偏することなく、中立の立場で継続的かつ安定した職務の遂行を要求されるからである。（地方公務員法第36条、教育公務員特例法第18条）

- 争議行為等の禁止
 - ・職員は、同盟罷業（ストライキ）、怠業（サボタージュ）その他の争議行為をしてはならない。又、このような違法な行為を企たり、そそのかしたり、若しくはあおったりしてはならない。（地方公務員法第37条）

- 営利企業等の従事制限
 - ・職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げて職務に専念しなければならない。また、勤務時間及び職務上の注意力の全てを職務遂行のために用い、学校がなすべき職務にのみ従事しなければならない。これらの義務が十分に遂行されるためには、職務に影響を及ぼすような行為に職員が従事することは、勤務時間の内外を問わず制限される。（地方公務員法第38条）



平成29年度
教育実践の手引
—高等学校用—

平成29年3月 発行

岐阜県教育委員会教育研修課

〒500-8384 岐阜市藪田南 5-9-1

TEL 058-271-3326

FAX 058-276-6774